

(電子メール施行)

薬 第 1 2 2 5 号  
令和 8 年 3 月 2 7 日

一般社団法人宮城県薬剤師会会長  
一般社団法人宮城県病院薬剤師会会長  
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会宮城県支部長  
宮城県医薬品卸組合理事長  
宮城県薬事工業協会会長

殿

宮城県保健福祉部長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の公布について（通知）

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、3月25日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例」（令和8年宮城県条例第31号）が別添のとおり公布されましたので、御承知の上、貴会員への周知に御配慮願います。

なお、改正の趣旨及び施行日等は下記のとおりです。

#### 記

#### 1 改正の趣旨

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第37号、以下「改正法」という）が令和7年5月21日に公布され、県条例で参照する法の条文との間で項ずれが発生したため、それを是正すべく改正したもの。

#### 2 施行日

令和8年5月1日（改正法の施行日と同日）

#### 3 備考

改正法に関する詳細については別添官報のとおりです。

#### 【担当】

薬務課薬事温泉班 022-211-2652

監視麻薬班 022-211-2653

E-Mail yakumu@pref.miyagi.lg.jp